

1 再評価の実施に至る経緯及びその手順

取手都市計画事業取手駅北土地地区画整理事業は、平成5年度に事業計画決定し、約30年の年月にわたり事業の推進を図ってきたところです。

長い年月を要している大きな要因としては、当該事業が取手駅直近の地区であることから、堅牢な建築物等が立ち並ぶ地域であることや取手駅利用者をはじめとした自動車交通や歩行者等が輻輳したなかでの事業であること、さらには、近年、交通広場整備工事やペDESTリアンデッキのリニューアル工事のなかで使用する原材料の一部が海外からの輸入品のため、新型コロナウイルスの影響により調達が大幅に遅れ、工事の進捗に影響が生じていることが考えられます。

そうしたなか、当該事業は約90%の事業進捗率が図られ、施行地区内ではA街区を除くほとんどの街区にて建築物等の立地による土地利用が図られています。

一方、当該事業の施行にあたっては、国庫補助金の導入により事業を進めており、一定期間の経過ごとに、事業の再評価を実施することが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（平成13年7月国土交通省策定）で定められているところです。

こうしたことから、取手市においては、「取手市国土交通省所管補助事業等の公共事業の再評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を平成14年度に策定し、事業開始10年後にあたる平成14年度に再評価を実施して以来、5年毎に再評価を実施してきたところです。

今年度は、前回の再評価（平成29年度）後5年が経過する年度にあたることから、要綱第2条4号の規定に基づき、再評価を実施するものです。

（再評価の視点）

要綱第3条各号に沿って、以下に掲げる視点により取手市長が再評価を実施します。

- (1) 事業の必要性に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 2) 事業の投資効果(費用対効果の分析等)
 - 3) 事業の進捗率及び残事業の内容
- (2) 事業の進捗の見込み等に関する視点
- (3) コスト縮減及び代替案立案等の可能性に関する視点

（委員会への諮問）

取手市長は、このほど要綱第3条1項各号の規定に基づき、取手都市計画事業取手駅北土地地区画事業の再評価を実施し、要綱第5条の規定に基づく「取手市の対応方針（案）」を策定しました。

この取手市の対応方針（案）について、要綱第6条の規定に基づき「取手市国土交通省所管公共事業再評価委員会」に諮問し、委員会から取手市長に意見の具申をお願いするものです。